

**重要**

平成 24 年度

## 第 1 回「博物館実習」履修ガイダンスについて

平成 24 年度に「博物館実習」の履修を予定している者は、下記の通りガイダンスを開催するので、**必ず出席すること**。原則として欠席は認められません。また、特別な事情があっても事前の連絡なくガイダンスや仮登録日を欠席した者は、「博物館実習」の履修資格を失うこととなります。

記

日時 : 11 月 1 日 (火) 18 時 00 分～

場所 : 西 5-201 教室

対象 : 平成 24 年度「博物館実習」履修予定者<sup>※1</sup>

※1 「平成 24 年度「博物館実習」履修予定者」とは

- ①すでに博物館に関する科目の履修手続きを済ませており、かつ
- ②平成 24 年度 学部 4 年生以上 (含む大学院生、科目等履修生)<sup>※2</sup>で
- ③「教育学原論 (または事務室に届け出済みの教育基礎でも可)」と「博物館学」と「博物館資料論」の単位を修得済み、もしくは、平成 23 年度中に修得見込みの者。

来年度の「博物館実習」の履修を希望する者は、このガイダンスに出席のうえ、12 月 1 日 (木) 9 : 30～17 : 30 (11 : 30～12 : 30 は閉室) に、学芸員資格取得事務室で仮登録手続きをする必要があります。

## ※2 平成 24 年度から、学芸員資格取得の履修規定が大幅に変更となります

なお、平成 24 年度から博物館法施行規則（文部科学省令）の改正により学芸員資格取得のための履修規定が変わります。

・ 現在「博物館に関する科目」を履修中で、平成 23 年度末までに資格を取得せず、平成 24 年度以降に大学院進学や科目等履修・編入学など、新しい学籍番号となった状態で引き続き履修を継続する予定の学生には、新たに平成 24 年度以降入学者の履修規定が適用されます。修得しなければならない科目が増えるため、資格が取得できるのは最短で平成 25 年度になります。該当する学生 （平成 24 年度大学院入学予定者・平成 24 年度編入学予定者・平成 24 年度科目等履修予定者など）のうち、今後の履修の仕方について、まだ一度も学芸員資格取得事務室に履修相談に来ていない学生は、ガイダンスの前日までに、必ず履修相談に来ること。

・ 現在在籍中で、平成 24 年度以降も引き続き同じ学籍で履修を継続する学生は、その学籍の間は、現行の履修規定での資格取得が可能です。

以上

平成 23 年 10 月 3 日

学芸員資格取得事務室